

令和5年度 第2回犬山市地域包括支援センター運営協議会次第

日時：令和6年3月25日（月）午後2時～

場所：犬山市役所205会議室

1. あいさつ

2. 協議事項

(1) 令和6年度犬山市高齢者あんしん相談センター運営委託について

【資料1, 参考資料1】

(2) 令和6年度犬山市高齢者あんしん相談センター事業収支計画案について 【資料2】

(3) 令和6年度犬山市高齢者あんしん相談センター事業計画案について

【資料3, 参考資料2】

(4) 介護予防プラン作成委託業者の承認案件について 【資料4】

3. その他

## 犬山市地域包括支援センター運営協議会設置規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第8条の規定に基づき、犬山市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 医師会、歯科医師会及び薬剤師会の代表者
- (2) 保健所の代表者
- (3) 介護保険被保険者
- (4) 介護保険サービス事業者等
- (5) その他市長が必要と認める者

### (会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (招集及び議事)

第4条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの協議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決することによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、

意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部高齢者支援課において行う。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 第3条第2項の規定にかかわらず、廃止前の犬山市地域包括支援センター運営協議会設置要綱（平成18年4月1日施行）に基づく犬山市地域包括支援センター運営協議会の会長及び副会長であった者は、この規則の施行の日に協議会の会長及び副会長として定められたものとみなす。

犬山市地域包括支援センター運営協議会委員名簿

(任期：令和３年６月２日～令和６年６月１日)

| 項 目  | 氏 名    | 所 属                   |
|------|--------|-----------------------|
| １号委員 | 桑原 生秀  | 尾北医師会犬山支部             |
|      | 杉浦 隆   | 犬山扶桑歯科医師会             |
|      | 高木 亮一  | 尾北薬剤師会犬山支部            |
| ２号委員 | 田代 一夫  | 愛知県江南保健所              |
| ３号委員 | 押谷 重昭  | 犬山市民生委員児童委員協議会        |
|      | 宮島 まち子 | 介護認定審査会委員（保健師）        |
| ４号委員 | 安藤 清美  | 犬山市介護サービス事業者協議会ケアマネ部会 |
|      | 柳 好    | 犬山市社会福祉協議会            |
| ５号委員 | 長岩 嘉文  | 日本福祉大学中央福祉専門学校        |
|      | 河村 政徳  | 一般社団法人和顔の輪            |

分 類      １号委員    医師会、歯科医師会及び薬剤師会の代表者  
               ２号委員    保健所の代表者  
               ３号委員    介護保険被保険者  
               ４号委員    介護保険サービス事業者等  
               ５号委員    その他市長が必要と認める者

事務局      健康福祉部高齢者支援課

## 1. 委託場所

| 地 区     | 名 称                  | 事業所所在地             |
|---------|----------------------|--------------------|
| 犬山北地区   | 犬山北地区高齢者あんしん相談センター   | 犬山市天神町一丁目1番地       |
| 犬山南地区   | 犬山南地区高齢者あんしん相談センター   | 犬山市大字五郎丸字ニタ子塚6番地   |
| 城東地区    | 城東地区高齢者あんしん相談センター    | 犬山市大字前原字橋爪山15番地121 |
| 羽黒・池野地区 | 羽黒・池野地区高齢者あんしん相談センター | 犬山市大字羽黒新田字下蟬屋7番地1  |
| 楽田地区    | 楽田地区高齢者あんしん相談センター    | 犬山市字洞田30番地1        |

## 2. 受託者

| 地 区     | 法人及び代表者名                  | 法人所在地              |
|---------|---------------------------|--------------------|
| 犬山北地区   | 医療法人啓友会 理事長 宮崎貢一          | 犬山市大字羽黒新田字下蟬屋7番地1  |
| 犬山南地区   | 社会医療法人志聖会総合犬山中央病院 理事長 竹腰篤 | 犬山市大字五郎丸字ニタ子塚6番地   |
| 城東地区    | 社会福祉法人ともいき福祉会 理事長 栗原正寛    | 犬山市大字前原字橋爪山15番地121 |
| 羽黒・池野地区 | 医療法人啓友会 理事長 宮崎貢一          | 犬山市大字羽黒新田字下蟬屋7番地1  |
| 楽田地区    | 社会福祉法人白寿苑 理事長 平山哲了        | 犬山市字洞田30番地1        |

## 3. 令和6年4月1日の職員配置予定

|                 | 配置<br>基準 | 犬山北   | 犬山南   | 城東    | 羽黒<br>池野 | 楽田    |
|-----------------|----------|-------|-------|-------|----------|-------|
| 高齢者人口（R5.4.1現在） | 21,241   | 3,892 | 4,632 | 3,981 | 5,142    | 3,594 |
| 主任介護支援専門員       | 1        | 1     | 1     | 1     | 募集中      | 1     |
| 保健師             | 1        | 1     | 1     | 1     | 1        | 募集中   |
| 社会福祉士           | 1        | 1     | 1     | 1     | 1        | 1     |
| 3職種の配置          | あり       | あり    | あり    | あり    | なし       | なし    |
| 地域づくり担当         | 1        | 1     | 1     | 1     | 1        | 1     |
| 合計              | 4        | 4     | 4     | 3     | 3        | 3     |

## 4. 職員の確保・求人について

受託法人の求人広告等のご協力をいただき、市広報でも募集をかけましたが、専門職種の確保が困難な状況が続いています。現状では専門職種が欠員となっている地区がありますが、今後配置できるよう、引き続き市としても求人にも協力していきたいと考えています。

## 【参考】R5.8月号広報

## 高齢者あんしん相談センター職員

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）とは、高齢になっても住み慣れた地域で安心して生活するために市が委託により設置している総合相談機関です。

地域の住民が自分らしく安心して暮らせるよう、一緒に取り組む職員を募集しています。

業務内容 地域包括支援センター業務および介護予防支援業務

必要書類 履歴書、資格免許状の写し、普通自動車免許証の写し

※その他勤務日時・賃金・福利厚生などについては、直接各センターに問い合わせてください。

| センター名                                     | 募集職種                  | 募集人数 | 申込・問合せ                                    |
|-------------------------------------------|-----------------------|------|-------------------------------------------|
| 犬山南地区高齢者あんしん相談センター<br>（総合犬山中央病院内）         | 保健師                   | 1人   | 社会医療法人志聖会<br>担当 千葉（TEL62-8111）            |
| 城東地区高齢者あんしん相談センター<br>（特別養護老人ホームぬく森内）      | 保健師                   | 1人   | 社会福祉法人ともいき福祉会<br>担当 丹羽、山口<br>（TEL48-2255） |
|                                           | 社会福祉士または<br>主任介護支援専門員 | 1人   |                                           |
| 羽黒・池野地区高齢者あんしん相談センター<br>（老人保健施設フローレンス犬山内） | 主任介護支援専門員             | 1人   | 医療法人啓友会<br>担当 徳廣<br>（TEL68-1366）          |
|                                           | 社会福祉士または<br>保健師       | 1人   |                                           |
| 楽田地区高齢者あんしん相談センター<br>（特別養護老人ホーム犬山白寿苑内）    | 保健師                   | 1人   | 社会福祉法人白寿苑<br>担当 舟橋<br>（TEL68-6165）        |

## 5. 市としての方針

高齢者あんしん相談センターの体制を強化（職員増員や包括内で人材育成ができるよう予算を増額）し、地域への支援体制を強化したいと考えています。

その上で、運営方針（参考資料1）の中で重点的に取り組んでいきたい項目は下記の通りです。

| 項 目                      | 理 由                                                                                                                  |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 総合相談支援業務               | 地域に住む様々な高齢者やその家族の相談を受け止め、適切な機関やサービスなどにつなぎ、継続的に支援していけるよう、ワンストップサービスの窓口とする。また、近年増加している多種多様な相談内容に応じられるよう、職員の体制や資質を強化する。 |
| ② 認知症高齢者への支援             | 認知症高齢者とその家族が住み慣れた地域で、あんしんして暮らすことができるよう、地域全体で認知症に対する知識を身につけ、自分ごとのように認知症高齢者とその家族を見守り、支援するための活動体制を強化する。                 |
| ③ 地域ケア会議の開催・関係機関とのネットワーク | 個別の複雑な課題に対応できるよう、多機関・多職種による多方面の視点で検討し、個別課題だけではなく、地域の課題として抽出・検討し、市と連携しながら地域づくりや資源開発、施策形成につながるような取り組みを強化する。            |
| ④ その他                    | 各地区の特性に合わせた事業展開や活動ができるよう、常に情報を共有し、センター職員と市担当職員が協働で取り組む。                                                              |

## 6. 犬山北地区の公募型プロポーザル実施について

令和7年3月末で犬山北地区の受託者が辞退することに伴い、令和7年度の受託者を公募型プロポーザル方式で選定します。

| スケジュール(案) | 項 目                 | 日 程           |
|-----------|---------------------|---------------|
| 1         | 評価委員会①              | 令和6年5月下旬      |
| 2         | 広報及びHP掲載、募集要項公告     | 令和6年6月号       |
| 3         | 説明会開催               | 令和6年6月下旬～7月上旬 |
| 4         | 質問事項受付              | 令和6年7月上旬      |
| 5         | 質問事項回答日             | 令和6年7月中旬      |
| 6         | 参加意向申出提出期限          | 令和6年7月中旬～下旬   |
| 7         | 参加資格確認結果通知          | 令和6年8月上旬      |
| 8         | 提案書等提出期限            | 令和6年8月下旬      |
| 9         | 評価委員会②（プレゼンテーション実施） | 令和6年9月下旬      |
| 10        | 委託候補者決定・通知・公表       | 令和6年10月中旬     |
| 11        | 個人情報に関する覚書          | 令和6年10月下旬     |
| 12        | 開設準備、業務説明、引継ぎ       | 令和6年11月上旬から   |
| 13        | 運営開始                | 令和7年4月1日（火）   |

令和6年度犬山市高齢者あんしん相談センター事業収支計画案

|      |         |                             | 令和5年度事業費    | 令和6年度事業費    | 犬山北地区      | 犬山南地区      | 城東地区       | 羽黒・池野地区    | 楽田地区       |
|------|---------|-----------------------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 収入   | 市からの委託料 | 委託料                         | 115,000,600 | 117,526,739 | 24,017,004 | 23,426,700 | 23,430,000 | 23,925,000 | 22,728,035 |
|      |         | 機能強化分                       | －           | 28,000,000  | 5,600,000  | 5,600,000  | 5,600,000  | 5,600,000  | 5,600,000  |
|      | 介護保険収入  | 介護予防支援事業費＋<br>介護予防ケアマネジメント費 | 32,819,288  | 35,977,288  | 4,798,288  | 12,000,000 | 8,074,000  | 5,705,000  | 5,400,000  |
|      | 収入合計    |                             | 147,819,888 | 181,504,027 | 34,415,292 | 41,026,700 | 37,104,000 | 35,230,000 | 33,728,035 |
| 支出   | 介護保険支出  |                             | 32,819,288  | 34,883,323  | 4,798,288  | 11,136,000 | 8,074,000  | 5,705,000  | 5,170,035  |
|      | 人件費     | 人件費                         | 99,538,000  | 102,324,000 | 20,782,000 | 20,520,000 | 20,345,000 | 19,895,000 | 20,782,000 |
|      |         | 人件費（5人目）                    | －           | 28,000,000  | 5,600,000  | 5,600,000  | 5,600,000  | 5,600,000  | 5,600,000  |
|      | 事業費     | 一般介護予防事業                    | 1,770,000   | 1,813,000   | 194,000    | 250,000    | 238,000    | 540,000    | 591,000    |
|      |         | 包括的支援事業・任意事業                | 11,393,100  | 11,842,000  | 2,897,000  | 2,630,000  | 2,354,000  | 2,977,000  | 984,000    |
|      |         | 在宅医療介護連携推進事業                | 320,000     | 427,000     | 27,000     | 190,000    | 86,000     | 102,000    | 22,000     |
|      |         | 生活支援体制整備事業                  | 877,000     | 924,000     | 57,000     | 270,000    | 217,000    | 182,000    | 198,000    |
|      |         | 認知症地域支援・ケア向上事業              | 618,000     | 742,700     | 51,000     | 240,700    | 145,000    | 167,000    | 139,000    |
|      |         | 地域ケア会議推進事業                  | 259,000     | 348,004     | 9,004      | 190,000    | 45,000     | 62,000     | 42,000     |
|      |         | 予備費                         | 225,500     | 200,000     | －          | －          | －          | －          | 200,000    |
| 支出合計 |         | 147,819,888                 | 181,504,027 | 34,415,292  | 41,026,700 | 37,104,000 | 35,230,000 | 33,728,035 |            |
| 差額   |         |                             |             |             | －          | －          | －          | －          | －          |

● 令和6年度犬山市高齢者あんしん相談センター事業計画案(特に取り組みを強化する項目)

資料No.3

【犬山北地区】

|   | 項目                     | 事業名                   | 選択した理由                                                                                                 | R6計画                                                                                                                                                                                                                            |
|---|------------------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 介護予防等関連事業              | 介護予防普及啓発事業            | ここ数年のコロナ禍で運動の機会が減少傾向にあるので介護予防となることで今年度も健康寿命が伸ばせるような取り組みを検討し 単発でヨガも行っていき筋力や体の柔軟性が伸びるようにし転倒予防も考えていきたいです。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康相談・介護予防教室</li> <li>・サロン等での講演</li> <li>・自主活動、お茶会健康相談参加</li> <li>・民生委員いきいきサロン参加</li> </ul>                                                                                              |
| 2 | 総合相談支援業務               | 総合相談                  | 新規相談は、年々増えつつあり身体状況の低下を予防できる介護保険外のサービスも利用提供し包括職員がインフォーマルサービスなどの知識も得て提供できるようにしていく                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談受付時に相談記録シートに記入</li> <li>・すこやかサンに相談内容を支援経過記入</li> <li>・必要な連携機関への連絡、紹介</li> <li>・世帯訪問等で状況把握</li> <li>・毎朝のミーティングにて情報共有を行う</li> </ul>                                                   |
| 3 | 認知症高齢者への支援             | 認知症総合相談支援事業           | 認知症のチームオレンジの活動も現在進行中であるがコロナも落ち着いてきたので地域住民の方達へ認知症への認識が正しい知識となるよう支援していきたい                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーター養成講座及び参加した方へのステップアップ講座開催</li> <li>・南包括との共同でチームオレンジの活動継続</li> <li>・認知症についてのチラシ配布:1回</li> <li>・認知症ケアパスの周知:1回</li> <li>・認知症カフェの開催(各地域での開催)</li> <li>・アルツハイマー月間イベント年1回開催</li> </ul> |
| 4 | 権利擁護業務                 | 日常生活自立支援事業及び成年後見制度の活用 | 虐待などの問題も多く成年後見 保証人など生活困窮者の援助を今年度も社会福祉士で積極的に取り組みたい                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身元保証会社などの情報提供・支援</li> <li>・成年後見制度申立への本人支援</li> <li>・親族申立支援</li> </ul>                                                                                                                   |
| 5 | 地域ケア会議の開催・関係機関とのネットワーク | 地域住民・民間事業所とのネットワーク構築  | 地域課題の発掘ができるよう地域の方から情報を頂き生活支援体制整備事業が行って行けるようにしていきたい                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員児童委員定例会へ参加し、情報交換、関係づくり:12回</li> <li>・スーパー、コンビニ、銀行、警察、個人商店等見守りなど包括との連携を周知活動</li> </ul>                                                                                               |



【犬山南地区】

|   | 項目                     | 事業名         | 選択した理由                                                                 | R6計画                                                                                                                    |
|---|------------------------|-------------|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 介護予防等関連事業              | 介護予防活動支援事業  | 既存サロン、体操教室の活動、担い手の活動支援。体操教室や地域サロンが継続できるよう、定期的に訪問し活動支援を行う。              | ・既存体操教室・地域サロンの活動支援                                                                                                      |
| 2 | 介護予防等関連事業              | 介護予防普及啓発事業  | 介護予防を積極的に行うことで身体機能や認知機能の低下を予防し、介護保険の利用者の増加の予防につなげる。                    | ・既存体操教室や地域サロンにて介護相談や健康相談を実施<br>・チラシを作成し年4回配布する。                                                                         |
| 3 | 総合相談支援業務               | 高齢者世帯訪問調査   | あんしん相談センターの周知・啓発。世帯訪問を継続的に行うことで地域の特徴や実態を把握する。                          | ・訪問予定件数 200件<br>・75歳を迎える高齢者世帯への訪問<br>・65歳以上の訪問依頼があった世帯                                                                  |
| 4 | 認知症高齢者への支援             | 認知症総合相談支援事業 | 認知症の有病率が高い。認知症への正しい理解と安心して暮らせる地域づくりの活動を継続して行きたい。チーム西コミの活動(犬山北地区合同)の推進。 | ・犬山北地区と合同でチーム西コミの活動支援<br>・認知症の普及啓発活動をアルツハイマー月間に行政・5包括合同で行う。<br>・認知症ケアパスの周知<br>・認知症カフェの開催                                |
| 5 | 地域ケア会議の開催・関係機関とのネットワーク | 生活支援体制整備事業  | 協議体の活動を通じ、地域住民等の関係を築きニーズの把握を行う。                                        | ・資源マップ更新<br>・住民間のネットワークの確認、地域の実態把握(高齢者世帯での情報活用)<br>・協議体への参加啓発活動<br>・コープタウンの買い物支援の維持支援<br>・地域ケア会議や個別会議から抽出された必要な資源の創出:適時 |

【城東地区】

|   | 項目                     | 事業名                   | 選択した理由                                                                     | R6計画                                                                                                                                                                    |
|---|------------------------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 認知症高齢者への支援             | 認知症総合相談支援事業           | 認知症の方が増えると予測されているため、認知症相談支援及び認知症カフェの定期的な開催やチームオレンジの設置を踏まえた活動を展開していく必要があるため | <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症カフェの定期開催（現在は不定期開催）</li> <li>・チームオレンジの推進、担い手の発掘</li> <li>・認知症カフェの開催：6回</li> <li>・認知症ケアパスの周知</li> <li>・アルツハイマー月間の周知</li> </ul> |
| 2 | 地域ケア会議の開催・関係機関とのネットワーク | 生活支援体制整備事業            | 高齢者世帯が増えているため、地域のネットワーク構築や住民主体の助け合いの組織づくりが必要でありそのサポートを行っていく必要があるため         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議体に参加し、地域の資源と住民のニーズ把握を行う：12回</li> <li>・地域の困りごとの把握を行う：適宜</li> <li>・社会資源の創出に関する取り組みを行う：適宜</li> </ul>                             |
| 3 | 介護予防等関連事業              | 介護予防普及啓発事業            | 健康寿命を延ばし要介護状態にならないよう、フレイル予防や健康についての啓発及び体操教室の立ち上げや継続支援を行っていく                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康相談：12回</li> <li>・高齢者の体力チェックと介護予防普及啓発活動：10回</li> </ul>                                                                         |
| 4 | 総合相談支援業務               | 高齢者世帯訪問調査             | 世帯訪問で地域住民の状態を知り、介護予防啓発を行うため                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問予定件数 300件</li> <li>・75歳以上のいる高齢者世帯</li> <li>・65歳以上の訪問依頼があった世帯</li> </ul>                                                       |
| 5 | 権利擁護業務                 | 日常生活自立支援事業及び成年後見制度の活用 | 必要時に早い段階で、対応ができるように制度の周知をおこなっていく                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援が必要な方への相談援助：適宜</li> <li>・地域住民への普及啓発：適宜</li> </ul>                                                                             |

【羽黒・池野地区】

|   | 項目                     | 事業名         | 選択した理由                                                                                                                                                         | R6計画                                                                                                                                                                                               |
|---|------------------------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 総合相談支援業務               | 高齢者世帯訪問調査   | 特に75歳前後の情報が少ないこともあり、訪問を強化する。同時にあんしん相談センターを周知、啓発を行っていく。また、8050、.9060問題等も増えており実態把握も行っていく必要があるため                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問予定件数 200件</li> <li>・65歳以上の一人暮らし</li> <li>・75歳以上の高齢者世帯</li> <li>・民生委員児童委員の訪問結果で気になるケース</li> </ul>                                                         |
| 2 | 認知症高齢者への支援             | 認知症総合相談支援事業 | 認知症のチームオレンジの活動も現チーム員と今後の活動について意見交換を行い、積極的に活動が行えるように支援していく。認知症カフェも定期的に開催し、介護者、認知症の方の参加も増えてきており認知症の正しい知識が周知できるように支援していく。                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーター養成講座に参加した方など新たな担い手の発掘</li> <li>・既存チームオレンジの継続支援</li> <li>・認知症ケアパスの周知</li> <li>・認知症カフェの継続(2か月に1回開催。喫茶びゅーる等)</li> <li>・アルツハイマー月間イベントの周知、参加</li> </ul> |
| 3 | 介護予防等関連事業              | 介護予防普及啓発事業  | コロナ禍のため開催できなかったサロンも3年ぶりに活動をするようになり、外出を控えていた高齢者が参加されるようになった。今年度は、腸活や栄養の講座も活発に行い、身体機能の低下予防に繋げたい。                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存サロンでの介護予防普及啓発活動:適宜</li> <li>・健康相談会又は介護相談会:1回</li> </ul>                                                                                                  |
| 4 | 地域ケア会議の開催・関係機関とのネットワーク | 生活支援体制整備事業  | サロンの立ち上げになかなか結びつかなかった地区で空き家を利用したサロンが誕生した。平均10名程の方が声を掛け合い参加している。筋力アップ講座や終活などを行った。このサロンができたことで周辺でも2か所サロンが立ち上がりつつある。外出ができなかった高齢者が参加している。今後も高齢者ニーズを汲み取り支援に結びつけていく。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資源マップ(自地区)の更新:1回</li> <li>・社会資源の創出</li> <li>・担い手づくりの支援</li> </ul>                                                                                        |
| 5 | 権利擁護業務                 | 高齢者虐待に対する支援 | 引きこもりや精神疾患、障害など複合的に問題を抱えている世帯への介入が増えてきている。実態把握の際には関係機関との連携の強化が必要だと感じるため                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待の相談通報に対し迅速に対応し、被虐待者・養護者への支援を行う</li> <li>・高齢者あんしん相談センター社会福祉士会主催の勉強会開催:1回</li> </ul>                                                                    |

【楽田地区】

|   | 項目                     | 事業名          | 選択した理由                                                                                                                     | R6計画                                                                                                                                                                                                            |
|---|------------------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 総合相談支援業務               | 総合相談         | 初回の相談が肝心であるため、電話・訪問・来苑等で高齢者の相談に対応し、家族関係が複雑な場合や制度の狭間にいる方に対しても関係機関や制度・サービス等へつなげ総合的・継続的な支援が必要なため。                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付簿を作成し、必要な機関や制度、サービスへつなぎ、必要に応じて申請代行を行う</li> <li>・朝夕の報告、週1回の会議で情報共有・支援内容を統一し、必要に応じて多職種へ意見を聞く</li> </ul>                                                                 |
| 2 | 包括的・継続的ケアマネジメント業務      | 介護保険事業       | 独居や高齢者世帯が多く、日常生活が困難な方には介護サービスや自費サービス等を提案する。事業所とは連携を密にし、支援が必要な方に、迅速に対応し、介護者にとっても安心感が得られるよう支援をする必要があるため。                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・独居や高齢者世帯が多く、日常生活が困難な方には介護サービスや自費サービス等を提案する。</li> <li>・事業所とは連携を密にし、支援が必要な方に、迅速に対応し、介護者にとっても安心感が得られるよう支援をする</li> </ul>                                                    |
| 3 | 認知症高齢者への支援             | 認知症総合相談支援事業  | 認知症高齢者とその家族が住み慣れた地域で暮らしていくためには、地域全体でその認知症高齢者とその家族を見守り、支えていけるようネットワークを作っていくことが必要で、当事者・支援者同士の輪が広がっていけるような活動が必要なため。           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症ケアパスの周知</li> <li>・地区内で認知症カフェの開催又は5地区合同で開催、他市町のカフェの情報収集</li> <li>・認知症サポーター養成講座を開催した際に、参加者同士がその後の関係性を築き、支援者同士のネットワークの輪として広がるように取り組む</li> <li>・犬山オレンジフェスタの開催</li> </ul> |
| 4 | 権利擁護業務                 | 高齢者虐待に対する支援  | 8050から9060、引きこもりや障害など複合的な問題を抱える世帯での虐待通報が目立ってきている。複数の支援者や関係機関との重層的な支援を求められるが、現状はまだ支援する者同士が柔軟に協力できているとはいえず、縦割りによる支援になっているため。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者あんしん相談センター社会福祉士会主催の勉強会開催：1回</li> <li>・虐待通報を受けた場合は、迅速に対応し、虐待者・被虐待者へ支援をおこない、継続支援や終結する時や複合的に支援が必要なケースは他機関と共同して支援する</li> </ul>                                           |
| 5 | 地域ケア会議の開催・関係機関とのネットワーク | 関係機関との連携体制構築 | 医療機関や介護施設、介護サービス事業所以外に高齢化した外国人を支えるため一層、定期的な情報交換の場に参加し、顔の見える関係づくりが必要なため。                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホーム運営推進会議参加：6回</li> <li>・市内又は地区内の介護支援専門員に対しての勉強会：1回</li> <li>・犬山市多文化共生推進会議（地域協働課から委嘱）：3回程度</li> </ul>                                                               |

# 介護予防プラン作成委託業者の承認案件について

資料4

| 項番 | 介護保険事業所番号  | 委託先事業所                                                             |                               | 委託する指定介護予防支援の内容<br>(裏面の内容参照、該当番号に○、１０は下段に内容を記載) |   |   |   |   |   |   |   |   |    |
|----|------------|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
|    |            | 名称                                                                 | 所在地                           | 1                                               | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 1  | 2373400015 | ｲﾝﾌｧﾐﾘｰｸﾘﾆｯｸｲﾍｷｻｸｶｲｺﾞｼｪﾝｼﾞｷﾞｻｸｼｵ<br>医療法人ふなびきクリニック指定居宅介護支援事業所       | 犬山市大字前原西三丁目３１番地１              | ○                                               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |    |
| 2  | 2373400049 | ｷｻｸｶｲｺﾞｼｪﾝｼﾞｷﾞｻｸｼｵｽｸﾚｲ<br>居宅介護支援事業所ぬく森                             | 犬山市大字前原字橋爪山１５番地１２１            | ○                                               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |    |
| 3  | 2373400098 | ｲﾅﾔﾏﾊｸｼｭｴﾝｷｻｸﾀｸｶｲｺﾞｼｪﾝｼﾞｷﾞｻｸｼｵ<br>犬山白寿苑居宅介護支援事業所                   | 犬山市字洞田３０番地１                   | ○                                               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |    |
| 4  | 2373400114 | ﾐﾔｼﾞ ｾｲｲｲｸﾞ ｶｶﾞ ｶﾅｶﾅﾅｲﾍｷｻｸｶｲｺﾞｼｪﾝｼﾞｷﾞｻｸｼｵ<br>宮崎整形外科外科内科指定居宅介護支援事業所 | 犬山市大字羽黒新田字下蟬屋７番地１             | ○                                               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |    |
| 5  | 2373400197 | ｷﾑﾗｲﾅｲｶﾞｱｻﾎｰﾂｾﾝﾀｰ<br>木村内科ケアサポートセンター                                | 犬山市大字羽黒字神明６番地                 | ○                                               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |    |
| 6  | 2373400239 | ｴﾊﾞｰﾌﾞﾚｽｷｻｸｶｲｺﾞｼｪﾝｼﾞｷﾞｻｸｼｵ<br>エバーブレス居宅介護支援事業所                      | 犬山市大字犬山字富士見町５番地１１             | ○                                               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |    |
| 7  | 2373400551 | ｲｲﾂｷｶｲ ｲﾂｷｶｲｺﾞ ｿｳﾀﾞﾝ ｾﾝﾀｰ-ｲﾂｷ<br>医療法人いつき会 いつき介護相談センター犬山            | 犬山市上坂町五丁目２３２番地                | ○                                               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |    |
| 8  | 2373400601 | ｶｲｺﾞ ｾﾝﾀｰ-ｻﾄｳｲﾂｷ<br>介護保険センターさとう犬山                                  | 犬山市大字羽黒字下大日８番地３               | ○                                               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |    |
| 9  | 2373400742 | ｷｻｸｶｲｺﾞｼｪﾝｼﾞｷﾞｻｸｼｵｲﾍｷ/ｶｲｺﾞ ｿｳﾀﾞﾝ ｾﾝｼ<br>居宅介護支援事業所ちいきの介護相談室         | 犬山市若宮６８番地４                    | ○                                               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |    |
| 10 | 2373400791 | ｹｱﾌﾟﾗﾝｾﾝﾀｰﾄﾓｲｷ<br>ケアプランセンターともいき                                    | 犬山市橋爪東一丁目２９番地                 | ○                                               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |    |
| 11 | 2373400981 | ｹｱﾌﾟﾗﾝｾﾝﾀｰｴﾘ<br>ケアプランセンター依里                                        | 犬山市楽田小針１４番地３                  | ○                                               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |    |
| 12 | 2373401013 | ｷｻｸｶｲｺﾞｼｪﾝｼﾞｷﾞｻｸｼｵｼﾝｼｱ<br>居宅介護支援事業所シンシア                            | 犬山市大字羽黒字大見下１番地１               | ○                                               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |    |
| 13 | 2373401088 | ｲﾅﾔﾏﾁｭｳｵｳｷｻｸﾀｸｶｲｺﾞｼｪﾝｼﾞｷﾞｻｸｼｵ<br>犬山中央居宅介護支援事業所                     | 犬山市大字五郎丸字二子塚６番地               | ○                                               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |    |
| 14 | 2373401195 | ｹｱﾌﾟﾗﾝ・ﾒﾓﾘｰ<br>ケアプラン・メモリー                                          | 犬山市松本町一丁目４５番地<br>ハーモニービル４０２号室 | ○                                               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |    |
| 15 | 2373401203 | ｺﾓﾚﾋﾞ ｶｲｺﾞ ｿｳﾀﾞﾝ ｾﾝｼ<br>こもれび介護相談室                                  | 犬山市大字犬山字西馬場先４番地１０             | ○                                               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |    |
| 16 | 2370201416 | ｹｱﾌﾟﾗﾝｾﾝﾀｰ フロンティアノカイゴ<br>ケアプランセンター フロンティアの介護                       | 名古屋市東区泉一丁目１９番８号<br>フロンティアビル４Ｆ | ○                                               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |    |

# 介護予防プラン作成委託業者の承認案件について

資料4

| 項番 | 介護保険事業所番号  | 委託先事業所                                                |                                  | 委託する指定介護予防支援の内容<br>(裏面の内容参照、該当番号に○、１０は下段に内容を記載) |   |   |   |   |   |   |   |   |    |
|----|------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
|    |            | 名称                                                    | 所在地                              | 1                                               | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 17 | 2370602639 | ソソボケアナゴヤダイニキョウタクカイゴシエン<br>SOMP0ケア名古屋第2居宅介護支援          | 名古屋市中村区栄二丁目3番6号<br>NBF名古屋広小路ビル4階 | ○                                               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |    |
| 18 | 2372201794 | マツマエキョウタクカイゴシエンステーション<br>まつまえ居宅介護支援ステーション             | 一宮市大江二丁目9-11                     | ○                                               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |    |
| 19 | 2373600465 | キョウタクカイゴシエンジギョウショユメパレット<br>居宅介護支援事業所ゆめぱれっと            | 江南市宮後町船渡123番地                    | ○                                               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |    |
| 20 | 2373601067 | セイカツウツクネットワークキョウタクカイゴシエンジギョウショ<br>生活相談ネットワーク居宅介護支援事業所 | 江南市赤童子町大堀18番地<br>ストーク江南101       | ○                                               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |    |
| 21 | 2373801238 | プエルトアズールキョウタクカイゴシエンジギョウショ<br>プエルトアズール居宅介護支援事業所        | 小牧市大字岩崎1955-1<br>ChelseaA 202号   | ○                                               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |    |
| 22 | 2373802046 | コープアイチフクシサービスコマキキョウタク<br>コープあいち福祉サービス小牧居宅             | 小牧市本庄2018番地2                     | ○                                               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |    |
| 23 | 2373802327 | キョウタクカイゴシエンジギョウショソーシャルワークス<br>居宅介護支援事業所ソーシャルワークス      | 小牧市新町一丁目371番地<br>コーポ・サン103       | ○                                               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |    |
| 24 | 2373802335 | ケアサポートアコル<br>ケアサポートあこる                                | 小牧市大字文津字池田224番5                  | ○                                               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |    |
| 25 | 2373802426 | コハルキョウタクカイゴシエンジギョウショ<br>コハル居宅介護支援事業所                  | 小牧市高根3丁目371番地                    | ○                                               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |    |
| 26 | 2375300106 | キョウタクカイゴシエンジギョウショアスカビレッジ<br>居宅介護支援事業所あすかビレッジ          | 丹羽郡大口町新宮1丁目129番地                 | ○                                               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |    |
| 27 | 2375300197 | キョウタクカイゴシエンジギョウショユトリ<br>居宅介護支援事業所ゆとり                  | 丹羽郡扶桑町大字柏森字寺裏47番地                | ○                                               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |    |
| 28 | 2375300866 | ケアプランセンターみかづき<br>ケアプランセンターみかづき                        | 丹羽郡扶桑町大字柏森字長畑665番地<br>シルクワームズ2D  | ○                                               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |    |
| 29 | 2170501296 | ケアプランニッケウヌマ<br>ケアプラン・ニッケウぬま                           | 岐阜県各務原市鵜沼各務原町8-7                 | ○                                               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |    |
| 30 | 2170501627 | フェニックスイタクウツクセンター<br>フェニックス在宅相談センター                    | 岐阜県各務原市鵜沼各務原町六丁目50番地             | ○                                               | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |    |

## ■委託する指定介護予防支援の内容

- 1 : アセスメントの実施
- 2 : 介護予防サービス計画原案の作成
- 3 : サービス担当者会議の開催
- 4 : 介護予防サービス計画原案の説明・同意
- 5 : 介護予防サービス計画書の交付

- 6 : サービス提供の連携・調整
- 7 : モニタリング
- 8 : 評価
- 9 : 給付管理
- 10 : その他

## 令和6年度犬山市地域包括支援センター事業運営方針について

この運営方針は、地域包括支援センターの運営上の基本的考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑かつ効果的に実施できるように運営方針を定める。

### 1. 地域包括支援センター設置の目的

地域包括支援センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアの推進に向けた中核的な機関として設置する。

### 2. 運営上の基本的な考え方や概念

#### (1) 公益性の視点

地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

#### (2) 地域性の視点

地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行う。また、地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議等を通じて、地域住民や事業者、関係団体、サービス利用者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組む。

#### (3) 協働性の視点

地域包括支援センターの保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員、地域づくり担当等の専門職が常に相互に情報を共有し、理念・方針を理解したうえで、連携・協働の運営体制を構築し、業務全体をチームとして支える。

また、地域の保健・医療・福祉の専門職やボランティア、公共機関、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動する。

#### (4) 市と地域包括支援センターとの連携

地域包括支援センターの業務は多岐に渡り、市の関係部署を含めた公的機関等と密接に関係しているため、あらゆる委託業務の運営において常に市と連携し、「報告・連絡・相談」の徹底を図り、情報の共有を行うこと。

### 3. 業務推進の指針

#### (1) 事業計画の策定と評価

地域包括支援センターは、担当圏域の実情及びニーズに合った事業計画を策定し、市民へ分かりやすく周知するとともに、事業計画に基づいた事業を実施しているか評価を行い、必要な業務改善を行う。

#### (2) 設置場所等

本業務を実施する圏域は、市内5圏域とし、次のとおり事務所を設置する。

| 地区    | 運営                    | 設置場所                | 開設日            |
|-------|-----------------------|---------------------|----------------|
| 犬山北   | 医療法人啓友会               | キャストロヨシヅ<br>ヤ犬山店内   | 月～金 8:45～17:30 |
| 犬山南   | 社会医療法人志聖会<br>総合犬山中央病院 | 総合犬山中央病院<br>内       | 月～金 8:30～17:15 |
| 城東    | 社会福祉法人ともい<br>き福祉会     | 特別養護老人ホー<br>ムぬく森内   |                |
| 羽黒・池野 | 医療法人啓友会               | 老人保健施設フロ<br>ーレンス犬山内 |                |
| 楽田    | 社会福祉法人白寿苑             | 特別養護老人ホー<br>ム犬山白寿苑内 |                |

※年末年始・祝日は除く。

※業務時間外であっても、緊急時の対応ができる体制をとり、電話等により24時間対応可能な連絡体制を確保する。

#### (3) 職員体制

犬山市地域包括支援センターにおいて包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例（平成26年11月25日条例第38号）に基づくものとし、保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を各1名以上、合計3名以上配置する。また、それとは別に、地域づくり担当として1人配置する。**また、体制強化のため、職員の配置が必要とされる場合は、地域包括支援センターは市と協議の上、職員を配置することができる。**

#### (4) 職員の姿勢

地域包括支援センターの業務は、地域で暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続するための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行する。

#### (5) 担当圏域のニーズに応じた業務の実施



地域包括支援センターは、地域の実情や利用者のニーズを把握し、重点課題や重点目標を定めて業務を実施する。

(6) 個人情報の保護

「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守し、業務上知り得た高齢者や家族の個人情報が、不特定の者に漏れたり、目的外で使用されたりすることがないように情報管理を徹底する。

(7) 広報活動

地域包括支援センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るため、ちらし等を通じて積極的に広報活動を行う。

(8) 苦情等の対応

苦情等に対応する体制を整備、周知するとともに、誠実に対応し、再発防止に努めること。また、必要な場合は速やかに市に報告すること。

(9) 公平・中立性の確保

地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所等の情報提供を公正・中立に行う。

4. 地域包括支援センターの業務について

(1) 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント業務）

介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者及び要支援認定者に対して、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況等に応じて、本人の選択に基づき、訪問型サービスや通所型サービス、その他の生活支援サービスのほか、一般介護予防事業等を含め、本人の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効果的に実施されるよう必要な支援を行うこと。

なお、実施においては、以下の点を踏まえること。

ア 介護保険における予防給付の対象となる要支援者（住所地特例者含む）が、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、心身の状況や置かれている環境等を勘案し、フォーマルな社会資源に加え、家族等の支援や地域のインフォーマルな社会資源も組み込みながら、介護予防サービス計画を中立・公平に作成すること。

イ 当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行うこと。

ウ 介護予防ケアマネジメントを委託する場合は、委託契約、国保連への請求及び介護報酬の支払い事務等を行い、当該計画が適切に作成・実施・評価されているか等について確認、助言及び指導を行うこと。

エ 介護予防ケアマネジメントを委託する場合は、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業所に偏らないこと。

## (2) 包括的支援業務

### ア 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、以下を踏まえ、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行うこと。また、必要に応じて関係機関等と連携し、フォローを行うこと。

- (ア) 地域や民生委員児童委員連絡協議会等の会合、市や県が開催するネットワーク構築に関する会議、研修等へ積極的に参加し、地域住民や町会長、民生委員児童委員、民間企業等との情報交換・情報共有をすることで、地域の高齢者及びその家族の状況等の実態を把握すること。

地域における様々な関係者間のネットワーク構築を図り、効率的・効果的な実態把握及び問題を抱える高齢者やその家族等の継続的な支援につなげること。

- (イ) 高齢者実態調査を行い、その結果を市に報告、聞き取りを行うことで得た情報をその後の支援活動等に役立てること。

高齢者やその家族等に対し、地域包括支援センターの業務内容等について周知を行い、適切な実態把握を行うことができるよう理解を求めること。

- (ウ) 地域における社会資源マップの作成等により、各種の保健・福祉サービス及び介護保険サービス、地域の資源等の必要な社会資源の把握に努めること。

社会資源が不足している地域については、地域住民や関係者等と協力し、資源の開発・育成に努め、利用方法に関する情報の提供、並びに積極的な活用についての啓発を行うこと。

- (エ) 高齢者に関する各種の相談に対し、電話や訪問、面接等によって総合的に相談に応じ、相談記録を作成すること。

- (オ) 必要時には、高齢者又はその家族の保健・福祉サービス利用申請手続の便宜を図り、利用者の立場に立って、保健・福祉サービスの調整、安否確認（市から依頼する緊急時の対応等含む。）を行うこと。

- (カ) 支援の困難なケースについては、関係機関と連携して対応し、相談記録を作成すること。必要時には地域ケア会議を開催すること。

### イ 権利擁護業務

地域住民や民生委員児童委員、介護支援専門員の支援等では十分に問題が解決できない困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を営むことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うこと。

(ア) 日常生活自立支援事業及び成年後見制度の活用促進

- a. 高齢者の判断能力の状況等を把握し、日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用が必要なケースであれば、契約及び利用が円滑に行われるよう支援すること。また、親族による申立てが適切に行われるよう支援すること。
- b. 成年後見制度について、申立て等を行うことのできる親族がいない場合には、市と連携し「市長申立」における必要な支援を行うこと。

(イ) 高齢者虐待（疑いを含む）への対応

- a. 相談または通報を受理した場合は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）等に基づき、速やかに当該高齢者等と面接し、状況を確認し、適切な対応をとること。
- b. 養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談・指導及び助言、その他必要な措置をとること。
- c. 虐待を把握した場合には、速やかに市に高齢者の状況等を報告し、市と連携し、適切な対応をとること。
- d. 虐待等で高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市に当該高齢者の状況等を報告相談すること。

(ウ) 困難事例への対応

- a. 高齢者や家庭に重層的な課題がある場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握したときは、地域包括支援センターの職員が相互に協力・連携するとともに、センター全体で対応を検討し、必要な支援を行うこと。
- b. 市や関係機関と連携し、適切な対応をとること。

(エ) 消費者被害の防止

- a. 消費者被害を未然に防止するため、訪問等による相談や情報収集など必要な支援を行うこと。
- b. 民生委員児童委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行うこと。
- c. 関係機関と連携し、予防に努めること。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して継続的に暮らすことができるよう、主治医や介護支援専門員との連携をはじめ、他の様々な職種との協働や地域の関係機関との連携を図ること。適切な介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員に対する後方支援を行うこと。

(ア) 包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築

- a. 医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携支援
- b. 入退院・入退所時の連携等

(イ) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

- a. 介護支援専門員相互の情報交換等を行う場の設定
- b. 介護支援専門員のネットワークの構築、活用

(ウ) 介護支援専門員に対する日常的個別指導、相談

- a. 個別の相談窓口の設置
- b. 居宅（予防）・施設サービス計画の作成技術の指導
- c. サービス担当者会議の開催支援
- d. ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員へのケアマネジメントの指導
- e. 地域の介護支援専門員の資質向上に対する事例検討会、研修等の実施や必要な支援

(エ) 支援困難事例等への指導・助言

- a. 介護支援専門員が抱える支援困難事例について、地域包括支援センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携のもとで、具体的な支援方針の検討、指導助言等

エ 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう支援し、医療機関等の関係者の連携を推進すること。

オ 生活支援体制整備事業

ボランティア、介護サービス事業所、老人クラブ、民生委員児童委員、民間企業等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくこと。

(ア) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

- a. 地域ニーズと資源の状況の見える化、問題提起を行うこと。

- b. 地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけを行うこと。
- c. 関係者のネットワークの構築を図ること。
- d. 目指す地域の姿・方針を共有し、意識の統一を図ること。
- e. 生活支援の担い手を養成・組織化し、支援活動につなげること。
- f. ニーズとサービスをマッチングさせること。

(イ) 協議体の支援

生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場を設置し、地域における支え合いの体制整備を推進すること。

カ 認知症総合支援事業

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて認知症ケアの向上を図るための取組を推進すること。

(ア) 認知症地域支援推進員の配置

- a. 認知症の人やその家族に対する相談支援
- b. 地域における医療、介護及び生活支援を行うサービスの連携したネットワークの形成
- c. 認知症・認知症予防に関する普及啓発活動
- d. 認知症サポーター養成講座及び認知症ステップアップ講座等の開催
- e. 認知症支援体制を構築するための取組（認知症カフェの開催、チームオレンジの推進等）
- f. その他認知症地域支援に関する必要な業務

(イ) 認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員の連携

(ウ) 認知症地域支援推進員研修及びキャラバンメイト養成研修の受講

キ 地域ケア会議推進事業

包括的支援事業を効果的に実施するため、介護サービス事業所や医療機関、民生委員児童委員等の関係者との連携に努め、地域ケア会議を設置・運営するように努めること。

- a. 個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築及び地域課題把握を目的とした個別会議を2回以上開催し、内容等を市に書面で報告すること。
- b. 地域の保健・医療・福祉のサービスやボランティア活動、インフォー

マルサービスなどの様々な社会資源が有機的に連携することができる環境整備を整えること。

c. 介護支援専門員の資質向上に資するよう、介護支援専門員が地域ケア会議で支援が受けられるようにすること。

d. 地域ケア会議で抽出された地域課題を市へ報告し、市と課題の共有を図ること。

### (3) 指定介護予防支援業務

受託者は、指定介護予防支援業務を実施するため、介護保険法第115条の4第3項の規定に基づき設置した地域包括支援センターに対する市の指定を受けること。

なお、実施においては、以下の点を踏まえること。

ア 介護保険における予防給付の対象となる要支援者（住所地特例者含む。）が、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、心身の状況や置かれている環境等を勘案し、家族等の支援や地域のインフォーマルな社会資源を組み込みながら、介護予防サービス計画を中立・公平に作成すること。

イ 当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行うこと。

ウ 指定介護予防支援業務を委託する場合は、委託契約、国保連への請求及び介護報酬の支払い事務等を行い、当該計画が適切に作成・実施・評価されているか等について確認、助言及び指導を行うこと。

エ 指定介護予防支援業務を委託する場合は、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業所に偏らないこと。

### (4) その他の業務

#### ア 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進すること。

地域において、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進すること。

#### (ア) 介護予防把握事業

対象者の把握・選定については、市と協議のうえ実施すること。

#### (イ) 介護予防普及啓発事業

地域の実情に合わせて、地域住民を対象とした相談会、介護予防教室、講演会等介護予防支援事業を年３回以上実施できるよう企画運営を行うこと。

(ウ) 地域介護予防活動支援事業

地域の実情に合わせて、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の展開を目指して、住民主体の通いの場等の介護予防事業が円滑に実施されるよう、地域の組織（地区社会福祉協議会、町内会、地区コミュニティ推進協議会、民生委員児童委員、老人クラブ、民間企業等）と協力し、効率的かつ効果的に必要な援助を行うこと。協力体制の構築のために、積極的に地域の関係者とコミュニケーションを取り、情報共有及び活動支援を行うこと。

イ 任意事業

家族介護支援事業等の事業を実施すること。

(ア) 家族介護支援事業

- a. 適切な介護の知識・技術、外部サービスの適切な利用方法の普及や介護者の支援のために介護教室を開催すること。
- b. 家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を目的とした健康相談や介護から一時的に解放するための介護者相互の交流会等を開催すること。

(イ) 認知症高齢者支援

- a. 認知症高齢者に対する声かけ訓練や搜索模擬訓練等を通して市との連携を図ること。

**(5) 体制の強化**

**独居高齢者、高齢者虐待、生活困窮、8050問題など、複合的課題を有する世帯の増加などの課題に対応するため、職員の確保や人材育成などについて、センターの体制を強化し、業務の円滑かつ効果的な運営を図ること。**

(6) その他

ア 地域包括支援センターは、(1)から(4)に掲げる業務を実施するほか、介護保険法及び関係法令が改正される場合は、最新のものを優先すること。

イ 第１号介護予防支援業務（介護予防ケアマネジメント）及び指定介護予防支援業務を除く委託業務は、第三者に委託することができない。

ウ 上記のほか、地域包括ケアシステムの構築の実現や他の目的を達成するために必要な業務（認知症施策の推進、認知症地域支援推進員、生活支援の整備体制、生活コーディネーター、在宅医療介護連携の推進、困難ケースの対応等）については、市と協議のうえ実施すること。

エ 地域包括支援センターの業務は、多岐にわたり最新及び専門的知識を有す

ることから、担当職員について、必要な研修、会議については積極的に参加させ、職員の資質の向上を図ること。

オ 管理者は、各専門職が担当業務に主体的に関わることができるよう支援するとともに、各職種で実施する連絡会等の内容を理解し、センターの業務に反映するよう努めること。

カ 社会福祉法の規定に基づく事業と他の法律（介護保険法のほか、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法）に基づく事業（重層的支援体制整備事業）を一体的に実施するため、市や関係機関と連携するよう努めること。

キ 地域包括支援センターは市と協議の上、業務の本旨を踏まえた内容で、地区の課題やニーズに対応するための独自の事業を行うことができる。

## 5. 損害保険

想定される業務中の事故に対して、受託者が損害賠償責任保険に加入すること。なお、保険料については受託者が負担するものとする。

## 6. 各種会議・検討会への参加

- (1) 各職種で開催する連絡会へ参加し、地域包括支援センターの役割を果たしていくための必要な情報収集、意見交換及び課題の検討を行うこと。
- (2) その他県等が主催する会議、研修会等に必要な応じて積極的に参加し、活動に必要な最新の情報収集をすること。
- (3) 担当地区内での今後の地域包括ケアシステムの構築に必要な会議、地域密着型サービスの運営協議会等へは、適宜参加すること。
- (4) 市内5か所の地域包括支援センターの水準を均一にするために、自主的、定期的に市内他地区の地域包括支援センター間での情報交換及び検討の場をもつこと。



|            |                       |                                                                                                                           |              |        | 犬山北地区                                                                                                 |    | 犬山南地区                                                                                                     |    | 城東地区                                                                                                                   |     | 羽黒・池野地区                                                                    |    | 楽田                                                                                                            |     |
|------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|            |                       |                                                                                                                           |              |        | 職種                                                                                                    | 人員 | 職種                                                                                                        | 人員 | 職種                                                                                                                     | 人員  | 職種                                                                         | 人員 | 職種                                                                                                            | 人員  |
| 運営体制       |                       |                                                                                                                           |              |        | 主任介護支援専門員                                                                                             | 1  | 主任介護支援専門員                                                                                                 | 1  | 主任介護支援専門員                                                                                                              | 1   | 主任介護支援専門員                                                                  | 1  | 主任介護支援専門員                                                                                                     | 1   |
|            |                       |                                                                                                                           |              |        | 保健師等                                                                                                  | 1  | 保健師等                                                                                                      | 1  | 保健師等                                                                                                                   | 1   | 保健師等                                                                       | 1  | 保健師等                                                                                                          | 1   |
|            |                       |                                                                                                                           |              |        | 社会福祉士等                                                                                                | 1  | 社会福祉士等                                                                                                    | 1  | 社会福祉士等                                                                                                                 | 1   | 社会福祉士等                                                                     | 1  | 社会福祉士等                                                                                                        | 1   |
|            |                       |                                                                                                                           |              |        | 地域づくり担当                                                                                               | 1  | 地域づくり担当                                                                                                   | 1  | 地域づくり担当                                                                                                                | 1   | 地域づくり担当                                                                    | 1  | 地域づくり担当                                                                                                       | 1   |
|            |                       |                                                                                                                           |              |        | その他                                                                                                   | 1  | その他                                                                                                       | 1  | その他                                                                                                                    | 1.5 | その他                                                                        | 1  | その他                                                                                                           | 0.2 |
| 項 目        |                       |                                                                                                                           | 地 区          |        | 犬山北地区                                                                                                 |    | 犬山南地区                                                                                                     |    | 城東地区                                                                                                                   |     | 羽黒・池野地区                                                                    |    | 楽田                                                                                                            |     |
| 事業名        |                       |                                                                                                                           | 内 容          |        | 高齢者数(R5. 4. 1現在)                                                                                      |    | 3, 892 人                                                                                                  |    | 4, 632 人                                                                                                               |     | 3, 981 人                                                                   |    | 5, 142 人                                                                                                      |     |
| 総合相談支援業務   | 総合相談                  | 電話・訪問・窓口において、高齢者の相談に対応し、必要な機関や制度・サービス等へつなぐとともに継続的な支援を実施する。また、地域の介護支援専門員が担当している場合も含め、地域住民その他関係機関との連携体制を構築し、高齢者等の状況把握を実施する。 | 具体的活動内容      |        | ・総合相談受付時に相談記録シートに記入<br>・すこやかサnToに相談内容を支援経過記入<br>・必要な連携機関への連絡、紹介<br>・世帯訪問等で状況把握<br>・毎朝のミーティングにて情報共有を行う |    | ・総合相談受付時に相談記録シートに記入し、ミーティングで情報共有を図る（毎朝ミーティング実施）<br>・休日夜間は電話等で相談対応、必要に応じ訪問し、具体的な支援につなげる。<br>・関係機関との連携に努める。 |    | ・高齢者が相談しやすい態度で接し、専門性を持って対応する。<br>・必要に応じて、多職種によりカンファレンスを実施、対応方針を決定する。<br>・関係機関との連携や世帯訪問などによってリスクのある世帯の早期発見を行い、早期介入に努める。 |     | ・高齢者のワンストップ総合相談窓口として対応する<br>・毎朝のミーティングで情報を共有し、相談内容が全職員に一目で分かるよう支援経過記録を徹底する |    | ・受付簿を作成し、必要な機関や制度、サービスへつなぎ、必要に応じて申請代行を行う<br>・朝夕の報告、週1回の会議で情報共有・支援内容を統一し、必要に応じて多職種へ意見を聞く                       |     |
|            | 高齢者世帯訪問調査             | 65歳以上の高齢者に対して訪問調査を実施し、適宜必要な制度・サービス・機関等を紹介するとともに定期的なフォローを実施する。                                                             | 対象及び訪問予定件数   |        | 対象<br><br>・65歳以上の一人暮らしと75歳以上の高齢者世帯<br>・民生委員児童委員や行政からの気になるケース                                          |    | 対象<br><br>・75歳を迎える高齢者世帯への訪問<br>・65歳以上の訪問依頼があった世帯                                                          |    | 対象<br><br>・75歳以上のいる高齢者世帯<br>・65歳以上の訪問依頼があった世帯                                                                          |     | 対象<br><br>・65歳以上の一人暮らし<br>・75歳以上の高齢者世帯<br>・民生委員児童委員の訪問結果で気になるケース           |    | 対象<br><br>・65歳以上の一人暮らし<br>・75歳以上の高齢者世帯に訪問調査<br>・民生委員児童委員や行政から依頼があったケース                                        |     |
|            |                       |                                                                                                                           |              |        | 200 件                                                                                                 |    | 200 件                                                                                                     |    | 300 件                                                                                                                  |     | 200 件                                                                      |    | 300 件                                                                                                         |     |
| 権利擁護業務     | 高齢者虐待に対する支援           | 高齢者虐待の相談や通報に対し、関係機関と連携して解決のための支援を行うとともに、虐待終結後の地域でのフォロー体制を含めたネットワークの構築を実施する。<br>また、高齢者虐待の予防を目的として普及啓発を実施する。                | 具体的活動内容      |        | ・高齢者虐待通報に対するの状況確認<br>・ネットワークによる見守り活動<br>・迅速支援対応を行う<br>・高齢者あんしん相談センター社会福祉士会主催の勉強会開催：年1回                |    | ・高齢者虐待通報に対し、フローチャートを活用し迅速な対応を行う。<br>・虐待者の発見や通報に関する啓発活動を行う。                                                |    | ・高齢者虐待の相談通報に対し、市と連携して、迅速に対応を行う。<br>・高齢者あんしん相談センター社会福祉士会主催の勉強会開催：1回                                                     |     | ・高齢者虐待の相談通報に対し迅速に対応し、被虐待者・養護者への支援を行う<br>・高齢者あんしん相談センター社会福祉士会主催の勉強会開催：1回    |    | ・高齢者あんしん相談センター社会福祉士会主催の勉強会開催：1回<br>・虐待通報を受けた場合は、迅速に対応し、虐待者・被虐待者へ支援をおこない、継続支援や終結する時や複合的に支援が必要なケースは他機関と共同して支援する |     |
|            | 日常生活自立支援事業及び成年後見制度の活用 | 高齢者の判断能力等の状況を把握し、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の利用に向けて支援を実施する。併せて、制度等の普及啓発を実施する。                                                      | 具体的活動内容      |        | ・身元保証会社などの情報提供・支援<br>・成年後見制度申立への本人支援<br>・親族申立支援                                                       |    | ・日常生活自立支援事業・成年後見の案内・利用支援を行う。<br>・制度の啓発活動を行う。                                                              |    | ・支援が必要な方への相談援助：適宜<br>・地域住民への普及啓発：適宜                                                                                    |     | ・身元保証会社の利用支援：随時<br>・日常生活自立支援事業の利用支援：随時<br>・成年後見制度の利用支援：随時                  |    | ・高齢者世帯訪問や個別相談を受けた場合に、日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用支援<br>・制度の普及啓発のため介護相談や住民サロンで啓発する                                     |     |
|            | 消費者被害の防止及び対応          | 地域における消費者被害に関する情報を把握し、地域住民や関係者への啓発を実施するとともに地域の高齢者や家族等から相談や情報がもたらされるような働きかけを実施する。                                          | 具体的活動内容      |        | ・訪問や情報収集等早期発見、早期対応<br>・関連機関と連携（警察、民生委員児童委員、消費生活センター等）<br>・消費者被害防止チラシ配布                                |    | ・消費者被害に関する情報提供や啓発チラシの配布を既存サロンや体操教室にて行う。                                                                   |    | ・地域サロン、体操教室にて定期的に消費者被害の啓発及びパンフレット配布を行う：随時                                                                              |     | ・消費者被害防止チラシの配布<br>・既存サロンにて消費者被害防止の啓発活動：適宜                                  |    | ・産業課（消費者被害担当部署）からの情報共有と講師派遣を活用した啓発活動：1回<br>・消費生活センターや犬山警察との情報共有：適宜<br>・老後の安心教室：1回                             |     |
| 認知症高齢者への支援 | 認知症総合支援事業             | 認知症への正しい理解と認知症になっても安心して暮らせる地域づくりのために認知症サポーター養成講座や広報誌等の発行により普及啓発を実施するとともに、認知症ケアパスの加除修正にかかる情報収集及び関係機関との連携体制構築に資する活動を実施する。   | 認知症サポーター養成講座 | 実施予定回数 | 1 回                                                                                                   |    | 1 回                                                                                                       |    | 2 回                                                                                                                    |     | 2 回                                                                        |    | 1 回                                                                                                           |     |
|            |                       |                                                                                                                           |              | 参加予定数  | 20 人                                                                                                  |    | 20 人                                                                                                      |    | 180 人                                                                                                                  |     | 20 人                                                                       |    | 15 人                                                                                                          |     |
|            |                       |                                                                                                                           | 認知症初期集中支援チーム | 会議参加予定 | 随時                                                                                                    |    | 12回                                                                                                       |    | 12回                                                                                                                    |     | 随時                                                                         |    | 12回                                                                                                           |     |
|            |                       |                                                                                                                           | 認知症の相談       |        | 適宜 件                                                                                                  |    | 適宜 件                                                                                                      |    | 80 件                                                                                                                   |     | 適宜 件                                                                       |    | 120 件                                                                                                         |     |
|            |                       |                                                                                                                           | チームオレンジの設置準備 |        | ・認知症サポーター養成講座及び参加した方へのステップアップ講座開催<br>・南包括との共同でチームオレンジの活動継続                                            |    | ・犬山北地区と合同でチーム西コミの活動支援                                                                                     |    | ・認知症カフェの定期開催（現在は不定期開催）<br>・チームオレンジの推進、担い手の発掘                                                                           |     | ・認知症サポーター養成講座に参加した方など新たな担い手の発掘<br>・既存チームオレンジの継続支援                          |    | ・認知症ケアパスの周知<br>・地区内で認知症カフェの開催又は5地区合同で開催、他市町のカフェの情報収集                                                          |     |
|            |                       |                                                                                                                           | その他の活動       |        | ・認知症についてのチラシ配布：1回<br>・認知症ケアパスの周知：1回<br>・認知症カフェの開催（各地域での開催）<br>・アルツハイマー月間イベント年1回開催                     |    | ・認知症の普及啓発活動をアルツハイマー月間に行政・5包括合同で行う。<br>・認知症ケアパスの周知<br>・認知症カフェの開催                                           |    | ・認知症カフェの開催：6回<br>・認知症ケアパスの周知<br>・アルツハイマー月間の周知                                                                          |     | ・認知症ケアパスの周知<br>・認知症カフェの継続（2か月に1回開催。喫茶びゅーる等）<br>・アルツハイマー月間イベントの周知、参加        |    | ・認知症サポーター養成講座を開催した際に、参加者同士がその後の関係を築き、支援者同士のネットワークの輪として広がるように取り組む<br>・犬山オレンジフェスタの開催                            |     |

| 項 目               |               |                                                                                                               | 地 区            |    | 犬山北地区                                                                                  |  | 犬山南地区                                                                       |  | 城東地区                                                                  |  | 羽黒・池野地区                                                                                        |  | 楽田                                                                                                                                                                                |  |
|-------------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----|----------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------------------------------------------------------------------------|--|-----------------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 包括的・継続的ケアマネジメント業務 | 介護保険事業        | 介護予防サービスを利用する高齢者等に対し、サービス利用に係る計画の作成や連絡調整などを円滑に行う。利用者の意向に基づき、居宅介護支援事業所への委託も可能だが、手続きや書類不備等の確認及び計画に関する助言指導を実施する。 | 自センター          | 新規 | 40 件                                                                                   |  | 30 件                                                                        |  | 50 件                                                                  |  | 40 件                                                                                           |  | 16 件                                                                                                                                                                              |  |
|                   |               |                                                                                                               |                | 継続 | 1,200 件                                                                                |  | 1,200 件                                                                     |  | 1,800 件                                                               |  | 1,200 件                                                                                        |  | 1,120 件                                                                                                                                                                           |  |
|                   |               |                                                                                                               | 委託             | 新規 | 20 件                                                                                   |  | 20 件                                                                        |  | 15 件                                                                  |  | 10 件                                                                                           |  | 9 件                                                                                                                                                                               |  |
|                   |               |                                                                                                               |                | 継続 | 700 件                                                                                  |  | 800 件                                                                       |  | 480 件                                                                 |  | 1,000 件                                                                                        |  | 696 件                                                                                                                                                                             |  |
|                   | 介護支援専門員への個別支援 | 地域の介護支援専門員と積極的に関わりを持ち、関係性を構築するとともに、支援困難事例を抱える介護支援専門員に対する指導・助言・調整・支援及び事例検討会等の開催により地域の介護支援専門員の質の向上を図る取組みを実施する。  | 具体的活動内容        |    | ・困難事例での地域ケア会議開催<br>・介護支援専門員の事例検討会開催：1回（自地区）<br>・介護支援専門員向け研修開催：1回（自地区）                  |  | ・事例困難ケースに対して助言や同行訪問を積極的に行う。<br>・困難ケースに対し地域ケア会議の開催を提案する。<br>・地域の社資源の情報共有を行う。 |  | ・地域ケア会議の開催：適宜<br>・困難な事例を抱える介護支援専門員に助言や提案をするとともに、介護支援専門員と協働して支援にあたる：適宜 |  | ・介護支援専門員向け研修開催：1回<br>・困難事例に対して、助言・同行支援の継続<br>・地域ケア会議を開催し、個別課題の問題解決の助言、指導を行う<br>・地域の社会資源情報を提供する |  | ・委託先の居宅介護支援事業所に対して地域ケア会議を開催すべきケースの有無を书面確認する：毎月1回<br>・居宅介護支援事業所が抱える困難事例に対して継続的な支援<br>・委託している新規、更新、サービス追加したケアプランの確認：適宜<br>・居宅介護支援事業所のケアマネジャーとの同行訪問：随時<br>・地区内の居宅介護支援事業所の管理者と情報共有：随時 |  |
| 介護予防等関連事業         | 介護予防対象者把握事業   | 地域の実情に応じて収集した情報等の活用により閉じこもり等何らかの支援を要する者を把握し介護予防活動へつなげる。                                                       | 基本チェックリスト実施予定数 |    | 50 人                                                                                   |  | 100 人                                                                       |  | 100 人                                                                 |  | 50 人                                                                                           |  | 50 人                                                                                                                                                                              |  |
|                   | 介護予防普及啓発事業    | 健康づくりに関する情報提供だけでなく、介護予防等知識の普及及び啓発事業を実施する。                                                                     | 具体的活動内容        |    | ・健康相談・介護予防教室<br>・サロン等での講演<br>・自主活動、お茶会健康相談参加<br>・民生委員いきいきサロン参加                         |  | ・既存体操教室や地域サロンにて介護相談や健康相談を実施<br>・チラシを作成し年4回配布する。                             |  | ・健康相談：12回<br>・高齢者の体力チェックと介護予防普及啓発活動：10回                               |  | ・既存サロンでの介護予防普及啓発活動：適宜<br>・健康相談会又は介護相談会：1回                                                      |  | ・地区内の商業施設、集いの場や住民が多数集まるイベントに出向き介護相談会又は健康相談会：3回                                                                                                                                    |  |
|                   | 運動器機能向上       | 運動器機能向上の必要性が認められる高齢者を対象とし、家庭でもできる筋力向上のトレーニングを集団で実施できるよう、教室の開催及び運営を行う。                                         | 区分             |    | 連続                                                                                     |  | 連続                                                                          |  | 連続                                                                    |  | 連続                                                                                             |  | 連続                                                                                                                                                                                |  |
|                   |               |                                                                                                               | 開催予定回数         |    | 10 回                                                                                   |  | 2 回                                                                         |  | 8 回                                                                   |  | － 回                                                                                            |  | 6 回                                                                                                                                                                               |  |
|                   |               |                                                                                                               | 参加予定延人数        |    | 150 人                                                                                  |  | 40 人                                                                        |  | 120 人                                                                 |  | － 人                                                                                            |  | 60 人                                                                                                                                                                              |  |
|                   | 栄養改善・口腔機能向上   | 栄養改善や口腔機能向上の必要性が認められる高齢者を対象に、管理栄養士や歯科衛生士等と連携し、食生活の改善や口腔衛生及び口腔機能向上のための指導を実施するための教室の開催及び運営を行う。                  | その他の活動         |    | ・運動教室の支援<br>・既存のサロン訪問と体力測定の定期開催                                                        |  | ・体力測定の実施、新規の運動機能教室の活動支援                                                     |  | ・独自に作成した介護予防の冊子配布<br>・健康推進課と共同の体力チェック：5回                              |  | ・自宅でできる体操メニュー(宮崎整形外科外科内科リハ作成)パンフレットの活用                                                         |  | ・地域にある体操教室や運動を中心におこなうサークルを住民に紹介し、活動が停止しないように継続支援をおこなう<br>・住民に対し、R2年に作成したセンター独自のDVDの貸し出し。                                                                                          |  |
|                   |               |                                                                                                               | 開催予定回数         |    | <div></div> 件数<br>5 件                                                                  |  | <div></div> 件数<br>5 件                                                       |  | <div></div> 件数<br>7 件                                                 |  | <div></div> 回数<br>1 回                                                                          |  | <div></div> 件数<br>1 件                                                                                                                                                             |  |
|                   | 介護予防活動支援事業    | 高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、関係機関や地域住民と連携し介護予防事業を実施する。                                                             | 具体的活動内容        |    | ・地域の集いの場での口腔機能向上講座開催                                                                   |  | ・管理栄養士・歯科衛生士による栄養改善・口腔機能向上の講座を開催する。                                         |  | ・管理栄養士による講話<br>・サロン等での口腔機能向上教室                                        |  | ・口腔機能向上講座<br>・栄養改善講座                                                                           |  | ・歯科衛生士、管理栄養士による口腔・栄養面でのオーラルフレイル対策講義                                                                                                                                               |  |
|                   |               |                                                                                                               | 具体的活動内容        |    | ・自主化体操教室活動支援：4ヶ所<br>・体操教室立ち上げ支援                                                        |  | ・既存体操教室・地域サロンの活動支援                                                          |  | ・活動内容相談<br>・集いの場の立ち上げ支援：随時<br>・自主体操教室継続支援<br>・サロン支援<br>・体操教室立ち上げ支援：随時 |  | ・既存サロン・体操教室への活動支援：12ヶ所<br>・集いの場の立ち上げ支援：随時                                                      |  | ・既存の高齢者団体やサロンを把握し、代表者と相談しながら活動支援<br>・コロナ禍で中断や縮小している社会資源の相談継続<br>・住民の要望に対して、集いの場等の立ち上げの際に情報共有                                                                                      |  |
|                   | その他           | うつ予防、閉じこもり予防、認知症予防等、相談支援が必要な高齢者に対し、訪問等により状況を把握し、相談事業につなげ、適宜、受診勧奨や経過観察を実施する。                                   | 具体的活動内容        |    | ○うつ予防<br>・保健所等相談窓口の紹介<br>・保健師の訪問による相談<br>・専門病院の連携、紹介<br>・リーフレットにて紹介<br>・健康推進課とのコラボイベント |  | ○うつ予防<br>・世帯訪問、基本チェックリストにて閉じこもり高齢者の把握<br>・サロン利用につなげる<br>・保健師・専門機関の紹介        |  | ・高齢者世帯訪問で基本チェックリスト実施<br>・うつ、閉じこもり、認知症該当者の相談・サロンや教室利用の推奨：適宜            |  | ○うつ予防<br>・保健師の訪問による相談<br>・保健所等の相談窓口紹介                                                          |  | ・保健所等の相談窓口紹介<br>・保健師等の訪問による相談<br>・高齢者あんしん相談センター保健師会が作成したチラシの配布                                                                                                                    |  |

| 項 目                    |                      |                                                                                                                                                                    | 地 区      |        | 犬山北地区                                                                                                        | 犬山南地区                                                                                                                    | 城東地区                                                                          | 羽黒・池野地区                                                                                                                                                         | 楽田                                                                                                                                          |
|------------------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域ケア会議の開催・関係機関とのネットワーク | 関係機関との連携体制構築         | 医療機関や介護施設、介護サービス事業所等関係機関との連携体制を構築するため、定期的な情報交換の場を設ける等、顔の見える関係づくりを進めるとともに、ネットワーク構築を実施する。                                                                            | 具体的活動内容  |        | ・犬山市介護サービス事業者協議会参加<br>・地域密着型通所介護の運営推進会議参加:3か所（計6回）<br>・尾北地区地域包括支援センター連絡会参加：2回<br>・犬山あんしんネットワークネットワークの会参加：開催時 | ・犬山市介護サービス事業者協議会参加<br>・尾北地区地域包括支援センター連絡会参加<br>・グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所の運営推進会議参加<br>・在宅医療介護連携推進会議<br>・犬山あんしんネットワークの会参加：開催時 | ・尾北医師会地域包括支援センター連絡会参加<br>・地域密着型運営推進会議<br>・びーよんネット活用による連携：適宜<br>・自立支援型地域ケア会議参加 | ・尾北地区地域包括支援センター連絡会参加：2回<br>・びーよんネット(在宅医療介護連携システム)の活用<br>・犬山あんしんネットワークの会参加：開催時<br>・小規模多機能型居宅介護事業所運営推進会議参加：4回<br>・地域密着型事業所の運営推進会議参加：3回<br>・尾張北部医療圏認知症疾患医療連携協議会：2回 | ・グループホーム運営推進会議参加：6回<br>・市内又は地区内の介護支援専門員に対する勉強会:1回<br>・犬山市多文化共生推進会議（地域協働課から委嘱）：3回程度                                                          |
|                        | 地域住民・民間事業所とのネットワーク構築 | 高齢者見守りネットワーク事業を基盤とし、民生委員児童員や自治会を含む地域住民や民間事業所との連携体制構築のための取組みを実施する。                                                                                                  | 具体的活動内容  |        | ・民生委員児童委員定例会へ参加し、情報交換、関係づくり:12回<br>・スーパー、コンビニ、銀行、警察、個人商店等見守りなど包括との連携を周知活動                                    | ・民生委員児童委員定例会参加：毎月<br>・見守り支援ネットワーク会議への参加<br>・老人クラブやサロン参加者との意見交換の実施                                                        | ・民生委員児童委員の定例会に参加：適宜<br>・老人クラブや高齢者団体等に訪問し、地域情報を収集する：適宜                         | ・民生委員児童委員高齢者部会研修会への参加：1回<br>・見守り支援ネットワーク会議参加：開催時                                                                                                                | ・民生委員児童委員定例会参加：12回<br>・町内会等から依頼の出前講座開催：適宜<br>・見守り支援ネットワーク会議参加：開催時                                                                           |
|                        | 生活支援体制整備事業           | 従来の介護サービス事業所の専門性を活かしつつ、ボランティアや民間企業、住民等と連携し、重層的な生活支援サービスの発掘、開発するとともに、担い手の育成をすることで重層的な生活支援体制の構築を目的とし、生活支援コーディネーターを配置し、資源マップ等の作成により住民ニーズの把握とサービス資源の創出及び活用に資する活動を実施する。 | 協議体開催予定数 |        | 12 回                                                                                                         | 12 回                                                                                                                     | 12 回                                                                          | 12 回                                                                                                                                                            | 12 回                                                                                                                                        |
|                        |                      |                                                                                                                                                                    | 具体的活動内容  |        | ・資源調査、発掘<br>・資源マップ更新作成：1回<br>・地域での支え合いが必要なエリアの住民周知<br>・サロン開催及び担い手への支援<br>・協議体運営の継続                           | ・資源マップ更新<br>・住民間のネットワークの確認、地域の実態把握（高齢者世帯での情報活用）<br>・協議体への参加啓発活動<br>・コープタウンの買い物支援の維持支援<br>・地域ケア会議や個別会議から抽出された必要な資源の創出：適時  | ・協議体に参加し、地域の資源と住民のニーズ把握を行う：12回<br>・地域の困りごとの把握を行う：適宜<br>・社会資源の創出に関する取り組みを行う：適宜 | ・社会資源マップ(自地区)の更新：1回<br>・社会資源の創出<br>・担い手づくりの支援                                                                                                                   | ・地域にある社会資源を協議体で共有し、活用できるようなアイデア出しができるようにする<br>・楽田地区の住民が多数集まるイベントに協議体のチラシを配布しPRし、住民と共に支え合う地域作りを進める<br>・住民主体の買物支援の仕組みを構築させた町内をモデルケースとして拡散していく |
|                        | 地域ケア会議の開催            | 地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議の開催を通じて、個別課題の解決及び地域課題の把握並びに課題解決の検討と、地域の介護支援専門員等に地域ケア会議に関する周知の取組みを実施する。                                                                           | 開催予定数    |        | 3 回                                                                                                          | 3 回                                                                                                                      | 3 回                                                                           | 3 回                                                                                                                                                             | 5 回                                                                                                                                         |
| その他                    | 家族介護支援事業             | 要介護高齢者の家族等介護者を対象とした介護知識や技術の習得、介護者の介護負担の軽減を図ることを目的とした交流会等を開催、運営する。                                                                                                  | 家族交流会    | 実施予定回数 | 1 回                                                                                                          | 1 回                                                                                                                      | 0 回                                                                           | 1 回                                                                                                                                                             | 1 回                                                                                                                                         |
|                        |                      |                                                                                                                                                                    |          | 参加予定数  | 5 人                                                                                                          | 5 人                                                                                                                      | 0 人                                                                           | 5 人                                                                                                                                                             | 10 人                                                                                                                                        |
|                        |                      |                                                                                                                                                                    | その他の活動   | 実施予定回数 | 1 回                                                                                                          | 1 回                                                                                                                      | 1 回                                                                           | － 回                                                                                                                                                             | － 回                                                                                                                                         |
|                        |                      |                                                                                                                                                                    |          | 参加予定数  | － 人                                                                                                          | － 人                                                                                                                      | － 人                                                                           | － 人                                                                                                                                                             | － 人                                                                                                                                         |
|                        |                      |                                                                                                                                                                    | その他      |        | 市主催のハートフルケアセミナーへの協力及び周知                                                                                      | 市主催のハートフルケアセミナーへの協力及び周知                                                                                                  | 市主催のハートフルケアセミナーへの協力及び周知                                                       | 市主催のハートフルケアセミナーへの協力及び周知                                                                                                                                         | 市主催のハートフルケアセミナーへの協力及び周知                                                                                                                     |

## ご意見まとめ

### ●各地区の活動についてのご意見やご質問。

#### 【犬山北地区】

- ・評価：良
- ・地域ごとの集会に積極的に参加し周知をはかることに期待。
- ・運動の機会が確保できることで、身体状況の低下予防、認知症予防に繋がる活動に期待したいです。

#### 【犬山南地区】

- ・評価：良
- ・地域包括支援センターの場所と活動を地域の人に広く知ってもらうため活動の強化に期待。
- ・認知症の有病率の高い状況とのことで、引き続き既存のサロンや活動を通じて予防事業や安心して今後も地域での生活を継続できるよう支援に期待したいです。

#### 【城東地区】

- ・評価：良
- ・地域ごとの集会に積極的に参加し周知をはかることに期待。
- ・高齢者世帯の把握から、地域住民の抱える課題を抽出し、介護予防に繋がる活動に期待したいです。

#### 【羽黒・池野地区】

- ・評価：良
- ・地域包括支援センターの場所と活動を地域の人に広く知ってもらうため活動の強化に期待。
- ・引き続き既存のサロンの活動や訪問による実態把握を実施する中で、権利擁護等、課題は多岐に渡ると思いますが、複合的な課題解決に向けた取組に期待したいです。

#### 【楽田地区】

- ・評価：良
- ・外出するための目的づくりが重要。認知症高齢者等へのケア・情報収集の拡充に期待。
- ・高齢者が抱える課題は、当事者はもちろんですが、同居家族等、多岐に渡る課題を想定し、迅速に対応いただける体制に期待したいです。

●市を含めた全体的な活動についてご意見をお聞かせください。

- ・ 今後は超高齢化社会になっていくので大変ですが、頑張っていきましょう。
- ・ 独居高齢者への対策、訪問を進めていただきたいと思います。
- ・ 質問でもありましたが、フレイル対策、フレイルの周知がまだ不十分かと思うので、フレイル対策・周知を進めていただきたいと思います。
- ・ 提案：高齢者や認知症本人が気軽に出かけることができる常設のカフェ（喫茶店）の設置又は、地域のカフェ（喫茶店）と連携し、無料又は低価格のコーヒーチケットの配布。
- ・ 重層的支援が求められるケースの増加が推測されますが、引き続き連携させていただければと思います。
- ・ 障害の分野でも、外国籍の方の支援について課題が取り上げられていますので、社会資源等の情報共有をさせていただけると大変ありがたいです。
- ・ 各地区ともにあんしん相談センターの活動、知名度ともに深化していると感じます。業務が多機に渡りますが、ますますの活躍に期待いたします。
- ・ 7年度に向けての募集・選定スケジュールについては承知しましたが、公募対象は市内の法人に限定せず、広く近隣市町を含めて対象にしてはどうかと考えます。
- ・ 認知症カフェの目的・役割からみれば、不定期開催や2か月に1回の開催では頻度として不十分だと思います。せめて月1回の定例開催を「目標」にすべき。
- ・ 介護予防に関して、フレイル予防の取り組みは不可欠ですが、オーラルフレイル対策についても歯科医師（会）、歯科衛生士等との協働で推進すべきだと思います。
- ・ 潜在的ニーズが見過ごされないように、居宅介護支援事業者が一層、民生委員とつながれるような仕掛けづくり、働きかけをする必要があると思います。
- ・ 犬山市の日常生活自立支援事業の利用件数は、現状では17件と相対的に少ないので、受け皿を整えてもらう必要があると思います。いきなり成年後見というケースばかりではなく、前段階で「日常生活自立支援事業」が必要なケースはもっとあると思います。
- ・ 他市では利用者家族による包括職員に対するカスタマーハラスメントが増えてきているように聞いていますが、その点についての実情や何か対応の必要がある。